

令和 8 年 7 月 1 3 日 不採択

非核平和都市宣言の精神に基づく市議会決議を求める請願について

(趣 旨)

松山市は、昭和 5 8 年（1 9 8 3 年）3 月 1 8 日、「日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を市民生活の中に生かし継承していくことは地方自治の基本条件の一つである」と宣言し、非核平和都市宣言を決議しました。また、昭和 3 3 年（1 9 5 8 年）には世界連邦平和都市宣言も行っており、平和への姿勢は市として一貫した歴史を持っています。

近年、安全保障政策の見直しや憲法改正をめぐる議論が活発化し、日本国憲法第 9 条の平和主義の根幹が問われる状況となっています。このような時代だからこそ、平和都市を宣言した松山市議会が、その精神を改めて内外に示すことが重要であると考えます。

ついては、非核平和都市宣言の精神に基づき、下記の事項を実現していただくよう請願いたします。

記

(請願事項)

松山市の非核平和都市宣言（昭和 5 8 年 3 月 1 8 日）の精神を再確認し、恒久平和の実現に向けた市議会の意思を決議すること。